

柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月7日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第6号

柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年柴田町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6か月以上に至ったとき(任命権者を同じくする場合に限る。次項並びに第22条第2項及び第3項において同じ。)は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、<u>前項</u>の任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6か月以上に至ったとき(任命権者を同じくする場合に限る。次項並びに第22条第2項及び第3項において同じ。)は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、</p>

前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、第1項の任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（勤勉手当）

第12条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

（期末手当）

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6か月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6か月以上に至ったときは、任期が6か月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

（期末手当）

第22条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か

<p>2～3 (略)</p> <p><u>(勤勉手当)</u></p> <p><u>第22条の2 給与条例第19条の規定は、任期が6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第19条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p>	<p>月当たりの平均額」と読み替えるものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>
--	---

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年柴田町条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 給与条例第19条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。)</u>のうち、基準日以前6か月以内の期間におい</p>

<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>)を除く。次項において同じ。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第5条第5項に規定する規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>て勤務した期間(規則で定めるこれに相当する期間を含む。)がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員(<u>会計年度任用職員</u>)を除く。次項において同じ。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(給与条例第5条第5項に規定する規則で定める日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p> <p>2 (略)</p>
--	--

(柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 柴田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年柴田町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、<u>次</u>に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 通勤手当は、<u>次</u>に掲げる職員に対して支給する。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 扶養手当の支給については、<u>次の各号</u>に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第6条 通勤手当は、<u>次の各号</u>に掲げる職員に対して支給する。</p>

(1) ~ (3) (略)

(会計年度任用企業職員の給与)

第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 報酬、期末手当及び勤勉手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年柴田町条例第24号）の適用を受ける職員の例による。

(1) ~ (3) (略)

(会計年度任用企業職員の給与)

第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員（次項において「会計年度任用企業職員」という。）の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 報酬及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年柴田町条例第24号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。